

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南木曽町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 読書地域

(1) 現況

本地域は、山間の急傾斜地域であるものの、豊富な水資源を活用した稻作農業が行われている。また、本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

さらに、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や水利施設等の保全管理を地域共同で行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 吾妻地域

(1) 現況

本地域は、山間の急傾斜地域で、棚田等による稻作地帯である。また、本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

さらに、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や水利施設等の保全管理を地域共同で行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 田立地域

(1) 現況

本地域は、山間の急傾斜地域であるものの、比較的まとまった団地を有し、温暖で稻作、お茶等の栽培が行われている。また、本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

さらに、農業者の減少や高齢化に伴い、農地や水利施設等の保全管理を地域共同で行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（長野県）の第4条の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

以下は別紙記載事項

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1） 対象地域及び対象農用地

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
の指定地域

南木曽町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象となる。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 南木曽町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地において、通作、水管理等の急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。）

（2） 集落協定の共通事項

- 1) 連携する未実施集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると南木曽町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が40戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると南木曽町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、町の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

1) 土地改良通年施行等の取扱い等

ア 土地改良通年施行の事業の対象範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準じる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

a 当該年度の6月30日（平成27年度については、8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は農林漁業金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

b 当該年度内に事業が終了すること。

c 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

a ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

b 客土事業

c その他土地改良事業等のうちa又はbに該当する工種

2) 農業生産条件の強化について以下の工種とする

工種	作業内容
ほ場整備	<p>【区画整理】</p> <ul style="list-style-type: none">・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土、土壤改良材投入 <p>【暗渠排水】</p> <ul style="list-style-type: none">・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	<ul style="list-style-type: none">・現場施工による用排水路の敷設・水路（コンクリート2次製品）の設置・取水、分水施設の設置・ポンプ場の新設・更新・ため池の新設・改修
道路工	<ul style="list-style-type: none">・農道の新設・拡張・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装